

(平成22年10月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	35 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から同年9月まで

私は会社を退職後、離職票及び年金手帳を持参して父と町役場に行き、国民年金の加入手続を行い、年金手帳の国民年金の「国民年金記号番号」欄に手帳記号番号のシールを貼ってもらい、その場で平成5年3月分の国民年金保険料として1万円弱を納付した。同年4月分からは、郵送されてきた納付書で毎月納付したのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号の前後の第3号被保険者の資格取得日から平成5年3月から同年4月の間に払い出されたものと推認され、払出時点において申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能である。

また、申立期間はオンライン記録上では国民年金に未加入の期間となっているが、申立人の所持する年金手帳の「国民年金記号番号」欄に手帳記号番号のシールが貼られており、「初めて被保険者となった日」欄には平成5年3月21日に国民年金の資格を取得したことが記載されているとともに町役場のゴム印が押されていることから、申立人は申立期間当時、国民年金の加入手続をしたことが認められ、申立期間が未加入とされていることは、行政側の記録管理に過誤があったものと考えられる。

さらに、申立期間は7か月と短期間であり、申立人は厚生年金保険の資格を喪失した後、速やかに国民年金に加入していることから、国民年金制度に理解があったものと推測される上、申立人の申述も具体的で不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 2864

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月

私は、平成4年*月に20歳になったとき、国民年金に加入した。国民年金保険料は、9年3月に大学院を卒業するまで両親が毎月きちんと納付してくれていたのに、同年3月の保険料だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生のとときに20歳になり、20歳になったときに、自身で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は申立人の両親が加入時から毎月納付してくれていたと申述しているところ、申立期間の1か月を除き、保険料はすべて納付済みとなっている。

また、オンライン記録によると、申立人の両親は平成6年4月から9年2月までの申立人の保険料について、年始を除きすべて翌月3日までに納付するなど納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間当時、申立人の両親は共に働いており、経済的に安定していたと考えられることから申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月及び同年3月

私が大学生で20歳になった昭和55年*月ごろ、私の父が市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も父が納付していた。昭和57年度の保険料は前納し、大学を卒業するまで国民年金の加入を辞めた覚えはなく、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が申立期間の国民年金保険料を前納したと主張しているところ、申立人の所持する国民年金保険料領収証書から、昭和57年4月6日に、昭和57年度の保険料を前納していることが確認できる上、特殊台帳においても、同年度の保険料を前納していることが認められる。

また、オンライン記録及び特殊台帳によると、申立期間は国民年金に未加入の期間と記録されており、保険料を納付することはできない期間であることから、本来、納付された保険料は還付されるはずであるが、申立期間の保険料が還付された事実は認められず、申立人が保険料を納付してから既に20年以上経過していることなどを踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、制度上、保険料を納付できないことを理由に、申立期間について、納付済期間としないことは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 2866 (事案 415 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月から42年3月まで
② 昭和44年4月から48年3月まで
③ 昭和60年4月から61年3月まで

私は、A市で国民年金の加入手続を行い、集金人が2、3か月ごとに来たので国民年金保険料を納付していたことを覚えている。また、B市に家を建て住んでいた昭和44年4月ごろからは、毎月集金人の方が来て、留守の場合は1日2回から3回、月に何回も来ていたので、保険料は納付しており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、前回の申立てにおいて、昭和59年10月から60年3月までの期間は、A市の保管する国民年金被保険者名簿により、61年7月16日付けで、申立期間③を含む59年10月から61年3月までの過年度納付書の発行を申立人が社会保険事務所(当時)に依頼した記録が確認でき、申立人は国民年金保険料を納付する意思があったことがうかがえることから、既に当委員会の決定に基づき平成20年7月23日付けで年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われている。

また、申立期間③は、前回の申立てで年金記録の訂正が必要であると判断された期間に継続した期間であり、その判断の理由は申立期間③についても同様であると考えられることから、申立人は、申立期間③の保険料を納付していたものとするのが妥当である。

2 申立期間②については、申立人と一緒に保険料を納付したとする元妻

も未納となっていること、保険料を納付していたことを示す関連資料が無いこと、及び保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成20年7月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人からは保険料の納付を示す新たな資料の提出は無く、当初の申立てと同趣旨の主張であるため、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間②の保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 3 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号の被保険者記録から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは昭和42年10月以降と推定できることから、この時点では、申立期間のうち40年6月以前の期間は時効により保険料を納付することができない。

また、申立人及びその元妻は手帳記号番号が連番で払い出されている上、昭和42年4月から57年1月までの期間の納付記録は一致しており、国民年金の資格取得日から42年3月までの期間は夫婦共未納である。

さらに、申立期間は39か月と長期間であり、申立人が保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月

私は、昭和45年3月下旬に会社を退職後、実家に帰省する前のA区か帰省した後のB区で国民年金の加入手続を行い、厚生年金保険に再加入するまで国民年金保険料を納付したはずであり未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は国民年金に加入当初の1か月と短期間である上、申立人は5回にわたる厚生年金保険から国民年金への切替手続を適正に行い、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付していることから、年金制度への理解及び保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号の被保険者の記録から、申立人は昭和45年4月に国民年金の加入手続を行ったことが推認され、オンライン記録では昭和45年度の保険料が現年度納付されており、B区国保年金課は「申立期間の保険料は昭和45年4月末までB区で印紙検認方式による納付が可能であった。」と回答していることから、申立期間は加入当初の保険料を現年度納付できる期間であり、保険料は納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 2868

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年12月

私は、A社に就職したが、しばらくして厚生年金保険の適用事業所ではない旨を知らされたので、国民年金に加入し、次の会社に転職するまで国民年金保険料を納付し続けたのに、1か月未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意被保険者の資格取得日から昭和51年4月ごろに払い出されたことが確認できることから、申立人は、同時期に国民年金の加入手続を行ったと推認でき、その時点で、現年度納付が可能な50年4月までさかのぼって国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立期間は1か月と短期間であり、その前後の期間の保険料は納付済みであることから、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 2869

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から同年7月まで

私の申立期間の国民年金は、亡くなった先妻が加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年5月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立期間の国民年金保険料は現年度及び過年度で納付することは可能である。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の先妻は申立期間の保険料が納付済みとなっている上、申立期間は7か月と短期間であり、申立期間の保険料は納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和37年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月1日から38年1月1日まで
私の年金記録について、A社C工場から同社B支社に転勤となったとき、厚生年金保険の記録が1か月間欠落しているため、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの回答及び元同僚の証言から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和37年12月1日に同社C工場から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和38年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成18年5月1日から19年10月1日までの期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、18年5月から19年6月までは24万円、同年7月から同年9月までは28万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の12万6,000円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を18年5月は22万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年10月及び同年11月は22万円、同年12月から19年9月までは24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、平成19年8月31日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を22万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年5月1日から19年10月1日まで
② 平成19年8月31日

私の、A社における平成18年5月から19年9月までの標準報酬月額が、給与から控除された厚生年金保険料に比べて低くなっているため、訂正してほしい。

また、平成19年8月の標準賞与額が、賞与から控除された厚生年金保険料に比べて低くなっているため、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間①における標準報酬月額については、オンライン記録によれば、当初、12万6,000円と記録されていたが、当該額は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年11月18日に、18年5月から19年6月までは24万円に、同年7月から同年9月までは28万円に、それぞれ訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかし、申立人から提出された給与台帳（平成18年5月から19年7月まで）及び給与明細書（19年8月及び同年9月）により、申立人は、社会保険事務所（当時）に届け出られている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、給与明細書により、平成18年5月は22万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年10月及び同年11月は22万円、同年12月から19年9月までは24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間①に係る過少な報酬月額の届出を社会保険事務所に対して提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②の標準賞与額については、オンライン記録によれば、21

年 11 月 18 日に届け出られているが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の基礎とならない記録とされている。

しかし、申立人から提出された賞与明細書（平成 19 年 8 月分）により、申立人は、22 万 4,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間②の標準賞与額の届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 32 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 5 月 1 日から 7 年 9 月 21 日まで

私は、A社に平成 5 年 5 月 1 日に入社し、7 年 9 月 21 日まで勤務したが、この間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低く記録されているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

また、申立人が所持する給与支給明細表（平成 5 年 8 月分から同年 12 月分まで）により、申立期間のうち、5 年 8 月から同年 12 月における申立人の総支給額及び厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、申立人の主張するとおりオンライン記録よりも高額であることが確認できる。

さらに、申立人が提出したB銀行C支店の普通預金通帳の記録（平成 5 年 5 月から 7 年 8 月分）において、給与支給明細表の有る期間と給与支給

明細表の無い期間における振込金額はほぼ同額であり、振込金額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）に届け出られている標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、給与支給明細表及び普通預金通帳の振込額から算出された保険料控除額から、32万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与支給明細表等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたって一致していないことから、事業主は、給与支給明細表等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成18年5月1日から19年10月1日までの期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、18年5月から同年8月までは24万円、同年9月から19年6月までは15万円、同年7月から同年9月までは24万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の12万6,000円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を18年5月は18万円、同年6月は20万円、同年7月から同年9月までは22万円、同年10月から19年9月までは15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、平成19年8月31日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を19万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年5月1日から19年10月1日まで
② 平成19年8月31日

私の、A社における平成18年5月から19年9月までの標準報酬月額が、給与から控除された厚生年金保険料に比べて低くなっているので、訂正してほしい。

また、平成19年8月の標準賞与額が、賞与から控除された厚生年金保険料に比べて低くなっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間①における標準報酬月額については、オンライン記録により、当初、12万6,000円と記録されていたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年11月18日に、18年5月から同年8月までは24万円に、同年9月から19年6月までは15万円に、同年7月から同年9月までは24万円に、それぞれ訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかし、申立人から提出された給与台帳（平成18年5月から同年12月まで）及び「19年賃金台帳」並びに給与明細書（19年9月）により、申立人は、社会保険事務所（当時）に届け出られている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、給与明細書により、平成18年5月は18万円、同年6月は20万円、同年7月から同年9月までは22万円、同年10月から19年9月までは15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間①に係る過少な標準報酬月額の届出を社会保険事務所に対して提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②の標準賞与額については、オンライン記録によれば、21

年 11 月 18 日に届け出られているが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の基礎とならない記録とされている。

しかし、申立人から提出された賞与明細書（平成 19 年 8 月分）により、申立人は、19 万 9,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②の標準賞与額の届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成18年5月1日から19年10月1日までの期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、18年5月から同年7月までは17万円、同年8月から19年8月までは22万円、同年9月は24万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の12万6,000円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を18年5月から同年9月までは17万円、同年10月から19年7月までは22万円、同年8月及び同年9月は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、平成19年8月31日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を19万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年5月1日から19年10月1日まで
② 平成19年8月31日

私の、A社における平成18年5月から19年9月までの標準報酬月額

が、給与から控除された厚生年金保険料に比べて低くなっているので、訂正してほしい。

また、平成 19 年 8 月の標準賞与額が、賞与から控除された厚生年金保険料に比べて低くなっているので、訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間①における標準報酬月額については、オンライン記録によれば、当初、12 万 6,000 円と記録されていたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 11 月 18 日に、18 年 5 月から同年 7 月までは 17 万円に、同年 8 月から 19 年 8 月までは 22 万円に、同年 9 月は 24 万円に、それぞれ訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかし、申立人から提出された給与台帳（平成 18 年 5 月から 19 年 7 月まで）及び給与明細書（19 年 8 月及び同年 9 月）により、申立人は、社会保険事務所（当時）に届け出られている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、給与明細書等によって確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成 18 年 5 月から同年 9 月までは 17 万円、同年 10 月から 19 年 7 月までは 22 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間①に係る過少な標準報酬月額の届出を社会保険事務所に対して提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②の標準賞与額については、オンライン記録によれば、21 年 11 月 18 日に届け出られているが、厚生年金保険法第 75 条本文の規

定により、年金額の基礎とならない記録とされている。

しかし、申立人から提出された賞与明細書（平成 19 年 8 月分）により、申立人は、19 万 6,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②の標準賞与額の届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成18年3月8日から19年9月1日までの期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、18年3月から同年8月までは19万円、同年9月から19年8月までは24万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の12万6,000円とされているが、申立人は、当該期間のうち、18年3月から同年5月までを除く期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を18年6月及び同年7月は24万円、同年8月は26万円、同年9月から同年11月までは24万円、同年12月は22万円、19年1月から同年8月までは24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、平成19年8月31日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を20万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年3月8日から19年9月1日まで
② 平成19年8月31日

私の、A社における平成18年3月から19年8月までの標準報酬月額が、給与から控除された厚生年金保険料に比べて低くなっているので、訂正してほしい。

また、平成19年8月の標準賞与額が、賞与から控除された厚生年金保険料に比べて低くなっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の申立期間①における標準報酬月額については、オンライン記録によれば、当初、12万6,000円と記録されていたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年11月30日に、18年3月から同年8月までは19万円に、同年9月から19年8月までは24万円に、それぞれ訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかし、申立人から提出された給与台帳（平成18年3月から同年12月まで）及び「19年賃金台帳」（19年1月から同年8月）により、申立期間①のうち18年3月から同年5月までを除く期間において、社会保険事務所（当時）に届け出られている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、給与明細書等により、平成18年6月及び同年7月は24万円、同年8月は26万円、同年9月から同年11月までは24万円、同年12月は22万円、19年1月から同年8月までは24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間①に係る過少な標準報酬月額の届出を社会保険事務所に対して提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち平成18年3月から同年5月までの期間につ

いては、給与台帳により厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、記録の訂正を要しない。

2 申立期間②の標準賞与額については、オンライン記録によれば、21年11月30日に届け出られているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎とならない記録とされている。

しかし、申立人から提出された賞与明細書（平成19年8月分）により、申立人は、20万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②の標準賞与額の届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和43年5月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月1日から44年3月14日まで

私の厚生年金保険被保険者証には、初めて被保険者資格を取得した年月日が昭和43年5月1日と記載されているが、厚生年金保険の記録によると、資格取得日が44年3月14日となっているので、43年5月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の資格取得日は昭和44年3月14日となっているものの、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証の資格取得日は、43年5月1日と記載されていることが確認できる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の資格取得日は、当初、昭和43年5月1日と記録されていたが、二重線で取り消され、44年3月14日に訂正されていることが確認でき、申立人のほかに7人の元同僚の記録についても同様の処理が行われている一方、申立人と同日に入社した元同僚のうち、同日以前に被保険者資格を喪失している4人については、このような訂正処理が行われていない上、申立人に係る43年10月の定時決定の記録も取り消されていないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格取得日の訂正処理は有効なものとは認められず、申立人の資格取得日は、申立人が初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 43 年 5 月 1 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、当初、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出たとおり、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

千葉国民年金 事案 2870 (事案 1381 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から46年3月まで

私は、A郡B町(現在は、C市)に住んでいた昭和41年又は42年ごろ、同町役場の職員が自宅に来て、国民年金について「強制加入になったから。」「まだ間に合うから。」と言われ、このとき、「これぐらいの金額なら納付できる。」と感じたことを記憶している。その後、自分で同町役場に行って国民年金保険料を納付したのに、未納とされていることは納得できないので、再審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、A郡B町及びD市で払い出された二つの国民年金手帳記号番号を取得しており、申立人はD市における国民年金保険料の納付状況についての記憶が定かではないため申立期間に係る保険料の納付状況が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無いこと、ii) 申立人は、A郡B町に居住していたときに、同町役場職員に保険料の納付について指導を受け、申立期間の保険料を納付したと述べているが、被保険者名簿によると、申立人の国民年金の資格記録は、昭和38年2月に資格を喪失していることが確認でき、その後、再取得の届出を行った形跡は無いことから、同町において保険料を納付することができなかったことがうかがえること、iii) 申立人は、申立期間については特例納付により納付したと述べており、納付したとする申立期間の保険料額と同期間を特例納付する場合に必要な保険料額は大きく異なることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年6月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、今回の再申立てにおいては、申立期間について特例納付したとは述べておらず、申立期間当時、B町役場で加入した国民年金手帳記号番号により申立期間の保険料を納付していたと申立内容を変更しており、申立期間の保険料については、印紙で納付した記憶があり、毎年の現年度保険料は郵送されてきた納付書で一括納付したと申述しているところ、申立期間当時、B町における現年度保険料は、印紙検認方式による納付であり、納付書による納付は取り扱われていないことが確認できる上、D市で払い出された国民年金手帳記号番号での被保険者台帳には、昭和49年度以降現年度による納付が記録されていることから、毎年納付書で一括納付したとの記憶は、D市において納付書によって現年度納付した際の記憶によるものと推認される。

さらに、昭和41年又は42年ごろ自宅に来たB町役場の職員から、「強制加入になったから。」「まだ間に合うから。」と言われたとの記憶は、45年7月から実施された特例納付制度の仕組みに符合しており、同町役場職員から説明を受けたとみられる特例納付制度は、41年及び42年当時施行されていなかったことから、申立人の申述は、D市において49年11月に特例納付した際の記憶によるものと考えても特段不自然ではない。

加えて、申立期間の保険料の納付については、納付をうかがわせる新たな資料等が提出されておらず、当該主張は、当委員会の当初の決定を変更する新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更する新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 6 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月から平成 3 年 3 月まで
私は学生であったころ、母から私の国民年金保険料を納付していることを聞いており、オレンジ色の年金手帳を見せてもらったことがあるが、その手帳はその後見つかっていない。
申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の母が納付していたと申述しているところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、関与したとする申立人の母は既に亡くなっていることから、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成2年3月までの期間及び平成12年9月から13年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月から平成2年3月まで
② 平成12年9月から13年3月まで

私は、申立期間①当時、学生であり実家に居住しており、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、母が行ってくれた。申立期間②は、失業中であったため、厚生年金保険から国民年金へ切替手続を行い、保険料を納付した。申立期間①及び②が未加入とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、学生のとときに母が国民年金の加入手続を行ったと主張するところ、申立期間①は基礎年金番号導入前であり、国民年金保険料を納付するためには国民年金手帳記号番号が必要であったが、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間①は、国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間②については、申立人は、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと申述しているところ、オンライン記録によると、申立人が平成12年9月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことに伴い、14年2月に国民年金の加入を促す適用勧奨が行われた記録が確認できることから、この時点まで国民年金への切替手続が行われておらず、申立期間②は、国民年金に未加入の期間であったと考えられる。

さらに、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母は、聞き取り調査において申立期間①当時、国民年金の加入手続を行ったか否かは定かではなく、年金手帳の交付を受けた覚えもないと申述しており、申立人の主張と、その母の主張には齟齬がある上、申立人は、申立期間②に係る保険料の納付場所及び納付時期について記憶が定かではなく、申立期間①及び②の保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から6年3月まで

私は、平成3年4月以降、国民年金保険料が未納であったため、祖母から贈与された60万円の中から母が2年分の保険料を銀行で一括納付してくれ、その後の保険料は、母が納付書により金融機関で納付していた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が、申立人の祖母から贈与された60万円の中から平成5年に3年4月から2年分の国民年金保険料を一括で納付したと述べているところ、申立期間の保険料の資金とされる60万円については、祖母から贈与された時期が不明であり、その60万円が振り込まれたとされる申立人の銀行口座については、銀行に照会したところ、出入金記録は保存期限経過のため廃棄済みであると回答があり確認することができない。

また、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母は、一括納付した保険料額及び申立期間のうち一括納付した期間以降の期間に係る保険料の納付方法等についての記憶が定かでないことから、具体的な申述を得ることができず、申立期間の保険料納付について確からしいという心証を得ることができない。

さらに、オンライン記録によると、平成7年7月から8年3月までの保険料を同年4月10日に納付していることが確認できることから、申立人の母が一括して保険料を納付したとの記憶は、同年4月に納付した際の記憶によるものと考えても特段不自然ではない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2874

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年5月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月から56年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料については社会保険事務所（当時）から還付されていると説明を受けたが、還付金を受け取った記憶は無い。
納付した領収証書を添付するので申立期間について納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和55年度の国民年金保険料領収証書から申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことは確認できる。

しかしながら、申立人の所持する年金手帳には、昭和53年11月15日に国民年金に任意加入後、55年5月1日に国民年金被保険者資格を喪失していることが記載されており、オンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、特殊台帳によると、当該資格喪失により申立期間の保険料が昭和56年3月26日及び同年10月31日の2回にわたり還付処理されていること、及び還付金額並びに還付決定日が記載されていることが確認できる。

さらに、申立人の夫は昭和55年5月から厚生年金保険に加入しており、被用者年金制度に加入している者の配偶者である申立人は国民年金の任意加入対象者とされていることから、申立人が、その夫の厚生年金保険の加入に伴い、申立期間において国民年金の資格を喪失する申出を行ったとしても特段不自然さはない上、資格喪失後、国民年金の未加入期間に対して納付された保険料が還付されることについて行政側の事務処理に不適切な点は見受けられない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から同年6月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から同年6月まで

私が学生で20歳になったとき、私の父が市役所で、私の国民年金の学生納付特例の申請を行った。大学を卒業するまでの期間、申請を行ったはずなのに適用されていない期間があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生で20歳になったとき、市役所で父が学生納付特例の申請を行ったと主張しているところ、当時、学生納付特例の申請は毎年度行わなければならない、納付猶予の対象となる期間は申請月の前月からであるが、オンライン記録によると、申立期間に係る学生納付特例の申請が平成14年8月16日に行われたことが確認できることから、その時点において同年6月以前である申立期間は納付猶予が認められない期間である。

また、申立人は、申立人の学生納付特例の申請に関与しておらず、関与したとする申立人の父は、申請時期についての記憶は鮮明ではないと供述している。

さらに、申立人の父が申立期間について学生納付特例を申請していたことを示す関連資料は無く、ほかに学生納付特例を申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から53年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和53年5月から57年3月までの保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から57年3月まで

私は、20歳になったとき大学生でA区に住んでいたが、B県C市の実家では、自治会の班長が毎月国民年金保険料を集金しており、両親が私の国民年金の加入手続を行い、昭和56年に結婚するころまで、家族の分と一緒に私の保険料も納付していた。

また、私は、昭和53年5月16日に事業所での厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、A区役所で国民年金の加入手続をして同年5月分より保険料を自分で納付してきた。私が今持っている年金手帳のほかに、C市で両親が納付してくれていたときの、別の国民年金手帳記号番号があるはずであり、重複納付している期間もあるので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は20歳のころ、両親がB県C市で国民年金の加入手続を行い、結婚するころまで、申立人が現在所持している年金手帳とは別の国民年金手帳で国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人の戸籍謄本の附票により、申立人は昭和45年4月10日から53年5月31日までA区に住所があったことが確認できるところ、C市役所D課国民年金担当は、「当市に住民登録が無い者の国民年金の加入手続を受け付けることは無い。」と回答している。

また、申立人は申立期間の保険料納付に関与しておらず、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の父は、既に亡くなっており、申立人の母も病気により事情を聞くことができないため、申

立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である上、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 5 月ごろ社会保険事務所（当時）から C 市に払い出されていることから、同年 6 月以降、同市において申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認され、この時点を基準にすると、申立期間のうち、51 年 3 月以前の期間は時効により保険料を納付することはできない。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、ほかに申立人に別の手帳記号番号で管理されていた記録があったとする事情はうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和 46 年 3 月から 53 年 4 月までの保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和 53 年 5 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2877

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年11月から54年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月から54年4月まで

私は、昭和53年11月から54年4月まで、A区BのC事業所に住み込みで勤務し、勤務先の社長が私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてくれた。申立期間が国民年金に未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年5月6日に社会保険事務所（当時）からD県E市（現在は、F市）に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の妻と連番で払い出されている上、申立人の所持する年金手帳には、「被保険者となった日 昭和58年8月22日」との記載が確認でき、その被保険者の資格取得日は国民年金被保険者台帳の記録と一致することからも、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとするC事業所の事業主は、「申立期間当時の人事記録等の保存は無く、申立人の在籍が確認できない。また、当時の事情を知る者も既に退職しているため、詳細は不明であるが従業員の国民年金保険料を会社が負担することは考え難い。」と回答しており、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間及び41年4月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和41年4月から42年3月まで

私は、昭和36年4月ごろA市役所の職員がB自治会館に来て、国民年金の説明を行い、国民年金手帳を渡された。国民年金保険料の納付組織である組長と自治会役員が集金をしていたので、その場で保険料を納付し、市の職員から検印を受けたが、同年4月から39年3月までの期間が未納とされている。また、41年4月から42年3月までの期間が全額免除期間とされているが、免除の申請をした覚えはなく、申立期間が未納及び免除期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は昭和36年4月にB自治会館で夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張するところ、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び前後の手帳記号番号の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は38年6月、その夫は40年1月に加入手続を行ったことが推認できる。

また、A市役所国民年金課は、「昭和37年4月に保険料の徴収に係る納付組織が発足し、B自治会もその一つである。」と回答している。

さらに、申立期間①の保険料を一緒に納付したとする申立人の夫は第3回特例納付で納付した昭和38年度分の保険料を除き未納と記録されている。

加えて、申立人は申立期間①の保険料納付に関与しておらず、申立人

の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の夫は、既に亡くなっているため納付状況等が不明である上、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人の所持する国民年金手帳の昭和41年度検認記録欄に申請免除の押印があり、昭和41年8月23日付けでC社会保険事務所長の承認印があり、オンライン記録とも一致していることから、申立期間は保険料の納付を免除された期間である。

また、申立期間②の保険料を一緒に納付したとする申立人の夫も申請免除と記録されており、申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間①及び②のいずれについても申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月から53年12月まで

私は、昭和51年6月ごろ社会保険に加入していない小さな会社に勤めたが、子供が病気のため国民健康保険被保険者証が必要になり、A市役所B支所に行ったところ、担当者に国民年金の加入も一緒に行わないと、国民健康保険の手続きは行えないと言われたので国民年金に加入し、国民年金保険料は妻がB支所で定期的に納付した。申立期間の保険料は納付したはずであり、国民年金に未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年6月ごろにA市役所B支所で国民健康保険及び国民年金の加入手続きを行ったと主張するところ、A市の保管する国民年金被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、申立人の所持する年金手帳には国民年金手帳記号番号及び被保険者資格の取得等の記載が無い上、C区役所の保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人は42年2月28日資格取得、同年6月1日資格喪失（44年5月21日喪失届受付）と記録されており、オンライン記録とも一致することからも、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻は、申立人及び自身の保険料の納付方法、納付金額等の明確な記憶が無く、申立期間の納付状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2880

第1 委員会の結論

申立人の平成15年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年9月及び同年10月

私は、平成15年8月末にA社を退社し、同年11月よりB社に入社した。その間の同年9月及び同年10月の国民年金保険料が未納とされているが、社会保険事務所（当時）より未納のお知らせのはがきが届き、会社を休むことができずに困っていたところ、日曜日に社会保険事務所の「特別開庁日」があることを知り、同年11月か同年12月の日曜日の朝一番の9時30分ごろにC（地名）にあるD社会保険事務所（当時）へ行って申立期間の保険料を納付したのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人についてD社会保険事務所が勧奨関連対象者一覧表を作成し、平成16年5月25日にE市に送付したことが記録されており、同日時点で申立人は国民年金に未加入であることから、15年11月又は同年12月に国民年金保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人は、「国民年金の加入手続は行っていない。未納保険料のお知らせのはがきを持参し納付したが納付金額は覚えていない。」と申述しているが、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況の記憶が不鮮明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

さらに、申立期間は基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であることから、基礎年金番号に統合されていない記録（未統合記録）が生ずる可能性は極めて低いほか、14年4月以降は保険料収納事務が国に一元化されており、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると記録の過誤は考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から47年3月までの国民年金保険料は、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から47年3月まで

私と妻は、A社に勤務していたが、私は、昭和44年3月に退職しB市役所で国民年金の加入手続を行い、妻は同年11月に退職し国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料の納付は妻が行っており、妻は納付済みとされているのに私は未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年3月にB市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、47年12月に社会保険事務所（当時）から、C市へ払い出された番号の一つであり、同日以前にB市役所において申立人が国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻は、記憶が不鮮明なため、申立期間の納付状況が不明である上、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から同年8月まで

私は、平成3年12月に厚生年金保険の適用事業所であった会社を退職したので、4年2月ごろ国民年金の加入手続を行い、毎月8万円ぐらいのアルバイト料の中から国民年金保険料と国民健康保険料を納付していて大変だったことを記憶している。私が市役所に納付に行けないときは母が代わりに行ってくれたこともあり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は平成4年2月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、オンライン記録には、申立人に基礎年金番号制度（9年1月施行、この時点において加入している年金制度の手帳記号番号が年金制度間共通の基礎年金番号となる。）が始まる以前の国民年金手帳記号番号は無く、申立人の基礎年金番号には、同年1月時点で加入していた厚生年金保険の記号番号が振り当てられている。

また、申立人は、現在所持している年金手帳しか交付されたことが無いと述べており、その手帳には基礎年金番号になった厚生年金保険の記号番号のみが記載され、国民年金の記号番号の記載は無い。これは、国民年金の記録を基礎年金番号で管理しているからであり、加入手続が平成9年1月以降に行われたことを示しており、オンライン記録に15年2月26日に免除申請を行った記録があることから、加入手続はこのとき行われたものと推認され、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は国民年金に

未加入の期間であるため、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

さらに、平成9年前に国民年金の加入手続を行った場合は、市役所から国民年金の記号番号の記載された年金手帳が交付されるか、その時点で所持している年金手帳に国民年金の記号番号が記載されるはずであり、申立人はそのような手帳を所持していない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は毎月1万3,300円を納付していたと述べているが、申立期間の保険料月額は平成4年1月から同年3月までは9,000円、同年4月から同年8月までは9,700円である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2883

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から3年3月まで

私は、まだ受験生であった20歳のとき、母が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の納付を開始したが、収入がないため母が代わって保険料を納付してくれた。それが未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が20歳になったとき、国民年金の加入手続き及び申立期間に係る国民年金保険料の納付をA銀行B支店で申立人の母が行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年8月ごろ払い出されている上、申立人の所持する年金手帳には申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は同年4月1日と記載されており、オンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から15年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月から 15 年 9 月まで

私は、申立期間当時は適用事業となっていない職場で働きながら通信制の短期大学に在籍していたため、平成12年4月から1年間は国民年金保険料の納付を免除されたが、13年4月からは保険料の免除については承認されなかった。

このため、平成13年4月から15年10月に厚生年金保険に加入するまでの期間は送付されてきた納付書で保険料を納付してきたのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った場所及び申立期間に納付したとする国民年金保険料額の記憶が無い上、オンライン記録においても保険料の納付記録は確認できない。

また、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、保険料徴収事務の電算化が図られた後である上、14年4月以降は保険料収納事務が国に一元化されており、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、記録の過誤は考え難い。

さらに、申立人は、申立期間当時はA市に住んでおり、保険料の納付場所は記憶が無いとしながらも、「当時B区Cに勤務していたので同区Cに在ったD信用金庫で納付していたかもしれない。」と供述しているところ、国民年金保険料納入通知書では、保険料の納付場所として居住している市内の金融機関を指定している。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から49年5月までの期間及び53年2月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年2月から49年5月まで
② 昭和53年2月から54年3月まで

私は、昭和46年1月に事業所を退職したため、A市（現在は、B市）で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は自宅に集金に来た納税組合の集金人に納付した。再就職した会社を退職後も53年2月に国民年金に再加入し納税組合の集金人に納付した。

申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年6月7日に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは55年2月と推認でき、その時点で、53年2月1日にさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得したことが確認できることから、申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人は納税組合の集金人に保険料を納付したとするところ、申立人が国民年金の加入手続を行った昭和55年2月の時点では申立期間②の保険料は過年度納付となり、当時納税組合では過年度保険料の納付を取り扱うことはできなかった。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2886 (事案 1924 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から61年3月まで

私は、申立期間に係る申立てに新たな証拠等はないが、確かにA区にあるB郵便局で申立期間の国民年金保険料を2、3か月ごとに1万2,000円から1万3,000円ぐらゐを納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は国民年金保険料の納付金額等についての記憶が曖昧^{あいまい}であること、申立期間以外にも長期の未納期間があり、納付意識が高かったものとは認め難いこと、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情が見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成21年12月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、A区のB郵便局で申立期間の保険料として2、3か月ごとに1万2,000円から1万3,000円ぐらゐを納付したとする当初の申立てと同趣旨の主張であるため、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、口頭意見陳述においても、申立人の主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事実とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年3月

私は、昭和57年3月に転職する際、求職する期間は無職であったため、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと認識していたが、年金記録によると申立期間が未加入となっていたため、社会保険事務所（当時）に申立期間に係る調査をお願いしたところ、記録の確認はできなかった旨連絡を受けた。

今まで、申立期間以外の期間はきちんと納付しており、申立期間についても納付したと認識しているため未加入とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、基礎年金番号になった（平成9年1月施行、この時点において加入している年金制度の手帳記号番号が年金制度間共通の基礎年金番号となる。）厚生年金保険の記号番号のみが記載されている上、「国民年金の記録（1）」欄により、基礎年金番号導入後の13年5月1日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、オンライン記録とも一致していることから申立期間は国民年金制度に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2888

第1 委員会の結論

申立人の平成9年7月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月から11年3月まで

私は、平成16年4月に海外留学することが決まり、母と一緒にA社会保険事務所（当時）へ行き、これまでの国民年金保険料の未納分を調べてもらい、窓口で未納分を全額納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成16年4月にA社会保険事務所で^{さかのぼ}遡って納付したと主張するところ、この時点では、保険料を遡って納付できるのは14年3月までの保険料である。

また、オンラインシステムによる氏名検索の縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、保険料徴収事務の電算化が図られた後である上、14年4月以降は保険料収納事務が国に一元化されており、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、記録の過誤は考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から63年3月

私の国民年金の加入手続は、母が昭和61年1月ごろA市役所B支所で行い、国民年金保険料の納付については、母が父のC銀行D支店の普通預金口座から振り込んでいたと聞いており、未加入及び未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には厚生年金保険の記号番号のみが記載されており、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間の保険料を納付したとするC銀行D支店では、「平成元年以前の取引明細については確認できない。」と回答している。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料を納付したとする申立人の母からは当時の状況を聴取することが出来ないため、申立期間の納付状況が不明である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月 20 日から同年 10 月 2 日まで
私は、昭和 50 年 6 月 2 日から 52 年 9 月 20 日まで A 社に継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間に欠落があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された 2 通の台帳のうち、一方には、昭和 50 年 6 月 2 日雇入、同年 6 月 20 日退職と記載されており、他方には、同年 9 月 21 日雇入、52 年 9 月 21 日退職と記載されていることから、申立人は一度退職していることが認められる。

また、B 事業所（申立人が A 社を退職後に勤務）から提出された、申立人に係る職員履歴表の「前歴」欄（自己申告）には、A 社について、昭和 50 年 9 月 20 日入社、52 年 9 月 23 日退職と記載されており、2 度目の勤務を申告していることが認められる。

さらに、雇用保険の加入記録により、申立人は、A 社において、昭和 50 年 6 月 2 日に資格を取得、同年 6 月 20 日に離職、同年 10 月 2 日に資格を取得、52 年 9 月 20 日に離職となっていることが確認でき、オンライン記録と符合する。

加えて、C 厚生年金基金における申立人の当該事業所に係る加入記録は、昭和 50 年 10 月 2 日に資格取得、52 年 9 月 20 日に資格喪失となっており、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月1日から47年1月8日まで

私は、A社に入社して以降、一度も厚生年金保険を脱退したり、再度加入したりしたことはない。社会保険に加入するという条件で入社し、申立期間にも厚生年金保険料を給与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業所の回答により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所は、「申立人については厚生年金保険のほかに、厚生年金基金及び健康保険も申立期間の加入記録は無く、申立人の承諾を得ずに、これらの資格取得及び喪失手続を行うとは考えられず、当時の社会保険業務担当責任者は、申立人の意向によりこれらの資格取得及び喪失手続を行ったもので、特殊な事例であったため鮮明に記憶していると述べていることから、当社は申立人に係る申立期間における厚生年金保険料を給料から控除していない。」と回答している。

また、B厚生年金基金が保管する加入員番号払出簿により、申立人は、昭和44年12月1日に中途脱退の手続が取られ、47年1月8日に再加入していることが確認でき、オンライン記録と符合する。

さらに、C健康保険組合が保管する加入記録において、申立人は、申立期間直後の昭和47年1月8日に被保険者資格を取得しており、それ以前の記録は、保存期間が経過しているため残っていないものの、申立期間は、加入していなかったものと推認される。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2537

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月 21 日から同年 2 月 28 日まで
私は、昭和 53 年 1 月から 62 年 7 月まで、A 社に継続して勤務したが、入社したときから 53 年 2 月 28 日までの厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 53 年 2 月 28 日に A 社に入社し、62 年 7 月 20 日に離職していることが確認でき、オンライン記録と符合する。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚 6 名のうち連絡が取れた 1 名及び、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録がある 3 名に照会し回答のあった 1 名は共に、「申立人を知っているが、勤務期間については覚えていない。」と供述していることから、申立人に係る申立期間当時の勤務実態について確認できない。

さらに、当時の事業主は、「申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の雇用実態を確認できる資料は無い。」と回答していることから、申立人に係る申立期間当時の厚生年金保険の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2538 (事案 734 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 47 年 12 月まで
昭和 46 年 6 月に、A社はB区からC県D市に移転したものの、私はこの時期を挟んで、同年 1 月から 47 年 12 月までの 2 年間同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、前回、申立人は、「A社には、昭和 46 年 4 月 1 日から 48 年 1 月 20 日まで勤務した。」と申し立てたところ、オンライン記録により、D市において申立期間に「A社」の名称の適用事業所は確認できない上、申立人が申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらないとする当委員会の決定に基づき、平成 21 年 6 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、「A社には、昭和 46 年 1 月から 47 年 12 月までの 2 年間勤務した。」と申立期間を変更し、申立期間のうち、E社において既に厚生年金保険の加入記録がある 46 年 1 月から同年 3 月 30 日までは、「二つの事業所で勤務していた。」と主張している。

しかし、A社の元事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が、申立期間の前後に勤務しているE社における雇用保険の加入記録は確認できるものの、A社における雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、B区に所在したA社は、昭和 46 年 6 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金

保険被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年5月7日から26年5月5日まで
② 昭和28年6月11日から同年9月1日まで
③ 昭和29年5月22日から30年12月25日まで

私は、昭和25年4月15日に運転免許を取得し、同年5月7日からA事業所に勤務し、26年5月5日にB事業所に転属した後は、28年6月11日まで勤務した。その後、米陸軍撤退のため、C氏の紹介状により同年6月中にD事業所に移り、米軍撤退の30年12月25日まで勤務していた。退職証明書には、勤務期間が25年5月7日から30年12月25日までと記載されており、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているE渉外労務管理事務所（F渉外労務管理事務所から名称変更）が44年6月2日に発行した退職証明書により、申立人が25年5月7日から30年12月25日までD事業所G（部門）に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、E渉外労務管理事務所は既に廃止されており、当該事業所の記録を管理するH防衛施設事務所は、「当時の人事記録、賃金台帳等の関連資料については、厚生年金保険記録を除き、既に廃棄されており、申立人の申立期間における厚生年金保険記録は確認できない。また、退職証明書については、その真偽も含めて一切が不明である。」と回答している。

また、D事業所はすでに解体されており、申立人は、当時の同僚を記憶していないことから、同僚等に聞き取り調査を行うことができず、申立人

の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や証言は得られない。

さらに、「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日付保発第51号厚生省保険局長通知）により、26年7月1日以降、非軍事的業務に使用される者は、PX等に使用される者を除き、厚生年金保険の強制被保険者として取り扱わないこととされているところ、申立人は、「D事業所に雇用されるようになってからは、様々な場所でI（作業）やJ（職種）として勤務した。」と供述しており、申立期間においては、強制被保険者として取り扱われない業務に就いていた可能性も考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2540

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 21 日から 43 年 4 月 19 日まで

私は、A社において加入していた厚生年金保険に対し脱退手当金が支給されていることになっているが、同社で厚生年金保険に加入していたことも知らなかった状態であり、そのような一時金は請求した覚えも受け取った覚えも全く無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人記載ページとその前後5ページにおいて、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和43年4月19日の前後2年以内に資格を喪失している女性被保険者について調査したところ、脱退手当金の受給資格者は申立人を含めて11名おり、そのうちの6名に脱退手当金の支給記録が確認できるとともに、いずれも資格喪失日から4か月以内に支給決定されている上、そのうちの1名は、「自分で請求した覚えは無いが、辞めるときに会社の人から訳の分からないお金を渡された覚えがあり、後から考えるとそれが脱退手当金だったらしい。」と供述していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後に支給決定されている上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2541

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 25 日から 37 年 1 月 31 日まで
② 昭和 37 年 3 月 1 日から 39 年 10 月 1 日まで

申立期間に係る厚生年金保険については、脱退手当金が支給されたこととされているが、当時、私は脱退手当金制度を知らず、脱退手当金を請求した覚えも受給した覚えも無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記載されている上、申立人は昭和 39 年 11 月に婚姻して改姓しているところ、同名簿の申立人の姓は、42 年 5 月 23 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年 6 月 13 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたものと考えるのが自然である。

また、申立人は、A社において被保険者資格を昭和 39 年 10 月 1 日に喪失して以降、国民年金の強制加入期間であるにもかかわらず、42 年 3 月まで国民年金保険料を納付しておらず、年金制度に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2542

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで
私は、A社に昭和 48 年 1 月 1 日から 50 年 3 月 31 日まで勤務して、厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、同期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の所在地や勤務状況を具体的に記憶している上、当時の事業主も申立人を記憶していることから、勤務期間は明らかでないものの当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として記録されておらず、事業主は、厚生年金保険適用事業所の届出を行わなかったと供述していることから、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではない上、A社の閉鎖登記簿謄本により確認できる役員3名は、いずれも申立期間において国民年金の被保険者となっており、うち2名は申立期間の国民年金保険料を納付している。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 30 年 10 月 31 日から 31 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 29 年 4 月から A 社に勤務し、同社 B 出張所の C 事業所において働き、その後 31 年 2 月から同社 D 支店において F（作業）に携わり、同社が倒産するまで継続して勤務した。申立期間の厚生年金保険の記録が無いことは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 29 年 4 月 1 日から 31 年 5 月まで A 社に継続して勤務していた。」と主張しているが、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が 29 年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、30 年 10 月 31 日に資格を喪失し、31 年 2 月 1 日に再度資格を取得し、同年 5 月 30 日に資格を喪失したことが記載されており、オンライン記録と一致している。

また、当該事業所から提出された昭和 29 年 11 月 10 日付けの社報の写しには、申立人が同年 11 月 1 日採用との記載が確認できる。

さらに、当該事業所は、「当社は、昭和 31 年 3 月に一度倒産し、本店も複数回移転していることから、当時の人事記録等は保存されていない。」と回答している上、申立人が氏名を挙げた元上司及び A 社に係る被保険者名簿で確認できる元同僚二人に照会した結果、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

加えて、申立人が氏名を挙げた C 事業所の元事務所長及び元上司についても、厚生年金保険の被保険者記録は昭和 30 年 9 月 30 日又は同年 10 月

31日にいったん資格を喪失し、両名とも31年7月1日に再度資格を取得した記録となっており、このうち連絡の取れた元上司は、「自分の年金記録に誤りは無い。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年10月1日まで
私は、A社（現在は、B社）C支店に昭和20年4月1日に入社し、38年8月31日に退職するまで継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間について被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が申立人に交付した在籍証明書及び人事記録カードの写しから判断すると、申立人は、申立期間当時、A社C支店に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和20年4月1日から同年10月1日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が89名確認でき、うち同年10月1日に資格を取得している者は申立人を含め67名であり、同年4月1日に資格を取得している者は1名だけである。

また、昭和20年10月1日に資格を取得している67名のうち、厚生年金保険の被保険者期間に欠落があると証言している9名（申立人を除く。）について、B社に入社日を照会したところ、4名は入社日が不明であり、残り5名の入社日が資格取得日より前であったことが確認できた。

さらに、厚生年金保険の被保険者期間に欠落があったと証言している9名のうち5名は、「申立期間当時は試用期間があり、戦中戦後の混乱期でもあり、厚生年金保険の加入手続が遅れ、一定期間後に一括して加入手続をしたのではないか。」と供述していることから、当時の事業主は、申立人を含むC支店採用職員については、入社後すぐに厚生年金保険の資格取

得の手続を行っていなかったことがうかがえる。

加えて、B社は、「申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、ほかに申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月18日から24年9月1日まで

私は、昭和23年4月から、A市B（現在は、A市C区B）にあったD社に勤務した。同社は、A市内の施設に仕事を供給していた。この会社でE（作業）を担当しながら24年8月まで勤務したが、この期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の所在地、業務内容等を詳細に供述していることから、申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、厚生年金保険の適用事業所としてA社という名称の事業所は確認できない。

また、申立人は、申立期間当時の事業主及び元同僚の氏名を正確に記憶していないことから、個人を特定することができない上、所在地を管轄する法務局は、A社の法人登記について、「当該法人は見当たらない。」と回答していることから、申立期間当時の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2546

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 2 月 10 日から 28 年 3 月 1 日まで

私は、A社B支店に昭和 22 年 5 月 1 日から 28 年 2 月末日まで勤務したが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていないことは納得できないので、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた元同僚 2 名のうち、1 名は所在不明であり、連絡が取れた 1 名は、申立人を記憶しているが、勤務期間については覚えておらず、申立人の勤務期間について確認することができない。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を有している者で、所在が判明した 7 名のうち回答があった 4 名は、いずれも申立人を覚えておらず、申立期間当時の勤務実態について確認できない。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、承継しているA社C支店は、関連資料を保存していないことから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 5 日から 34 年 7 月 5 日まで
② 昭和 34 年 11 月 5 日から 35 年 3 月 5 日まで
③ 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
④ 昭和 35 年 9 月 15 日から 37 年 3 月 15 日まで

私は、申立期間①及び②については、A事業所に勤務し、申立期間③及び④については、B社に勤務した。これらの申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日は昭和 34 年 7 月 5 日、資格喪失日は同年 11 月 5 日と記録されており、申立期間①及び②に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、申立人には、当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得する際に、厚生年金保険被保険者番号が払い出されているところ、厚生年金保険被保険者番号払出簿においては、申立人の当該事業所における資格取得日は、昭和 34 年 7 月 5 日と記録されている。

さらに、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該事業所を承継したC社は、当時の関連資料等を保管していない上、申立人は当時の同僚を記憶していないことから、当該期間当時の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間③及び④については、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日は昭和 35 年 9 月 1 日、資格喪失日は同年 9 月 15 日と記録されており、申立期間③及び④に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、申立人には、当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得する際に、厚生年金保険被保険者番号が払い出されているところ、厚生年金保険被保険者番号払出簿においては、申立人の当該事業所における資格取得日は、昭和 35 年 9 月 1 日と記録されている。

さらに、当該期間当時の事業主は、当該期間当時の関係資料は破棄したと供述している上、申立人は当時の同僚を記憶していないことから、当該期間当時の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月 1 日から 60 年 7 月 1 日まで
私は、昭和 52 年 4 月 1 日から A 社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間も継続して A 社に勤務していた。」と主張しているが、A 社は、オンライン記録において、昭和 58 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、61 年 7 月 1 日に改めて適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間において当該事業所は、適用事業所ではない。

また、当該事業所の総務担当社員は、「昭和 61 年 7 月 1 日に適用事業所の申請を行った。」と証言している。

さらに、給与関連及び社会保険事務を委託されていた B 事業所（現在は、C 事業所）は、「当時の賃金台帳等の資料は保管していない。」と回答していることから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、申立人は、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間においても当該事業所の代表取締役であることが確認できることから、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなったこと、及び適用申請に係る事務処理に関与していなかったとは認め難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
私は、昭和 47 年 4 月 5 日から 49 年 3 月末日まで、A事業所に奨学生として勤務していたが、厚生年金保険の資格喪失日が同年 3 月 31 日となっていて、厚生年金保険の加入期間に欠落があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している元同僚及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中で申立期間に厚生年金保険の加入が確認できた複数の元同僚に照会したところ、「申立人のことは覚えているが、申立人が退職した時期については覚えていない。」と供述している。

また、上記被保険者名簿において、申立人の資格喪失日前後2年以内に資格を喪失している者11人について、その資格喪失日を確認したところ、月初めの1日付けで資格を喪失している者はいない上、申立人の1年後輩の元同僚は、「当該事業所は、奨学生が多く、学校の卒業式、業務の引継ぎ、就職先の入社日等で、退職日は各人で違っていた。」と供述していることから、当該事業所では、従業員の勤務実態に合わせて個人ごとに資格喪失手続をしていたものと考えられる。

さらに、当時の代表者は既に死亡しているため、A事業所における申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。